

5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月22日
青梅市立第三中学校
校長 高橋章次

1 マスク着用の有無

(1) 基本的な考え方

- ① 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ② ただし、全校生徒での体育館での合唱等や、職場体験学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問、混雑時の電車を利用する場合などマスク着用が推奨される場面においては推奨します。
- ③ 様々な事情により感染等の不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいたりすることなどから、マスクの着脱を強いることはしません。

2 換気対策の継続

現在、本校では、教室や廊下の窓を適切な範囲において常時開けています。また、教室では、対角線2換気（例 教室の校庭側前窓と後ろ廊下側ドア又は廊下側天窓の開放）を励行しています。換気対策は感染防止上必要であることから現在の対策・方法を継続していきます。

3 これまでの感染リスクが比較的高いとされた学習活動や給食

(1) 青梅市や本校においてコロナ感染が流行していると見られる場合

以下のように活動の場面に応じて感染症対策を講じるとともに、状況によってはマスクの着用等を促す場合もあります。

① 授業等

ア 各教科等共通

対面形式となるグループワーク等を行います。大声での会話は控えます。

イ 音楽等

合唱等を行います。その際は、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控えます。

ウ 保健体育

組み合ったり接触したりする運動では、大声での発声を控えて実施します。

また、見学等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声を控えます。

② 給食

ア 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、大声の会話は控えるように注意します。

イ 本校では教室で班にしたとき、一定の距離（1m程度）を確保することが困難であることから、班（対面）での給食は控えます。（前黒板の方を向いた給食）

(2) 青梅市や本校においてコロナ感染が流行していると見られない場合

上記3(1)の対策・対応は原則無しとします。

4 検温等の廃止【令和5年5月8日改定済】

検温及びその記録表の提出は求めません。

なお、宿泊行事等が伴う場合は健康観察が必要なことから、その前後で従来通り検温及びその記録を行います。

5 出席停止、欠席の取り扱い【改定】

状況	これまでの対応	令和5年5月22日からの対応 ただし、コロナ陽性者は同年同月8日から実施
生徒がコロナ陽性者	出席停止	出席停止 法令に従い、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とし、この間を出席停止 ※解除には医師の診断が必要ですが、治癒証明書の必要はありません。本校では、指定様式「出席停止のお知らせ・報告書」の提出が必要となっています。(インフルエンザ対応と同様です。様式は本校HP「その他」→「保健室より」にあります。) ※発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用が推奨されています。
生徒に発熱や咽頭痛、咳等による体調不良がある場合	出席停止	欠席 体調不良がある場合は無理に登校せず、 <u>検温</u> し発熱等がある場合は、医療機関の受診をお勧めします。 ※コロナ陽性者と医師から診断された場合は出席停止となります。
同居の家族に発熱や咽頭痛、咳等による体調不良が見られ、コロナ感染の疑いがある場合 (生徒に症状なし)	出席停止	欠席 生徒を医師からコロナ陽性者と診断されていないのに、他生徒に感染させてしまうかも知れないといった理由で登校させない場合は、欠席となります。
同居家族に医師の診断に基づくコロナ陽性者がいた場合 (生徒はコロナ陽性者と診断されていない)	出席停止 (濃厚接触者)	欠席 濃厚接触者の特定は行われなくなったことに伴い、行動制限・自宅待機要請に基づく出席停止はなくなりました。生徒を医師から陽性者と診断されていないのに登校させない場合は欠席となります。ただし、コロナ陽性者と医師から診断された場合は、出席停止となります。
生徒がコロナに感染するかもしれないなどの不安がある場合	出席停止	※同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情がある場合は御相談ください。

6 その他

以上、1から5までの継続・改定等については令和5年5月22日現在の判断であり、今後のコロナ状況の変化、青梅市教育委員会の指示等により変更の可能性がることを付記します。変更する場合は、改めてご連絡いたします。